

令和 7 年度

新潟県の歯・口腔の健康づくり施策の
実施状況

令和 8 年 8 月

新 潟 県

新潟県歯科保健推進条例（平成20年7月22日新潟県
条例第32号）第20条の規定に基づき、令和7年度の歯・
口腔の健康づくりの推進に関し講じた施策等の実施状況
について公表します。

令和8年8月

新 潟 県 知 事 花角 英世

新潟県教育委員会教育長 太田 勇二

目次

総括・概要

1	歯科保健対策の根拠等	2
2	現状と課題	2
3	主な取組	2
4	第6次新潟県歯科保健医療計画指標一覧	3
5	県歯科保健事業の体系（令和7年度）	4

各論

1	乳幼児期～青少年期	5
	【むし歯・歯周病予防】	
	【咀嚼習慣】	
	【その他】	
2	成人期・高齢期	8
	【予防・健診】	
	【その他】	
3	要介護者・障害者・医科歯科連携	10
	【予防・健診】	
	【在宅医療】	
	【医科歯科連携】	
4	基盤整備	13
	新潟県歯科保健推進条例	14

総括・概要

1 歯科保健対策の根拠等

- ・「歯科口腔保健の推進に関する法律」及び「新潟県歯科保健推進条例」に基づき、県は、歯科保健医療計画を定め、障害の有無に関わらず生涯切れ目のない歯科保健対策を推進する。
- ・県は、市町村に対して歯科保健に関する施策の策定への助言や専門的・技術的支援を行い、県民への歯科保健医療サービスの充実に努める。

2 現状と課題

- ・12歳児の平均むし歯数は全国最少だが、8020達成者及び6024達成者の割合は全国平均をやや下回っており、成人期以降の取組が課題。
 - ・定期的に歯石除去や歯面清掃を受けている県民は3割程度。
 - ・要介護高齢者等が必要な口腔ケアを受けずに誤嚥性肺炎等が起きやすい状況。
 - ・歯科医療資源の偏在化や求められる歯科医療ニーズの変化を踏まえ、将来的に県民が十分な歯科保健医療を受けられる体制の構築が必要。
- 第6次新潟県歯科保健医療計画指標一覧は次ページ参照

3 施策の方向性

(1) 乳幼児期～青少年期

- 学校等におけるフッ化物洗口の推進及び歯科保健指導の充実
 - ・市町村への補助金及びマニュアル策定等による支援
 - ・高等学校等への啓発媒体等の提供

(2) 成人期～高齢期

- 働く世代における歯科健診及び保健指導等の取組促進
 - ・健診ガイドラインの整備及び専門学校を対象とした支援事業の実施
 - ・企業等における歯みがきスペースの整備に対する補助等の実施
- 「にいがた健口文化推進月間（11月）」における普及啓発の推進
- （株）ロッテとの連携による「噛むこと」を通じた啓発普及
- 健康立県プロモーション事業における「デンタルケア」の推進
（かかりつけ歯科医を持つことの重要性、オーラルフレイルの周知啓発等）

(3) 要介護者・障害者、医科歯科連携

- 在宅歯科医療等の推進体制の整備
 - ・在宅歯科医療連携室の整備（県内16か所）
 - ・要介護者、障害者等の歯科治療等を担う歯科医師、歯科衛生士の養成
 - ・要介護者、障害者等を対象とした歯科健診・保健指導事業

(4) 歯・口腔の健康づくりのための社会環境の整備

- ・持続可能な歯科保健医療提供体制の構築に向けた検討

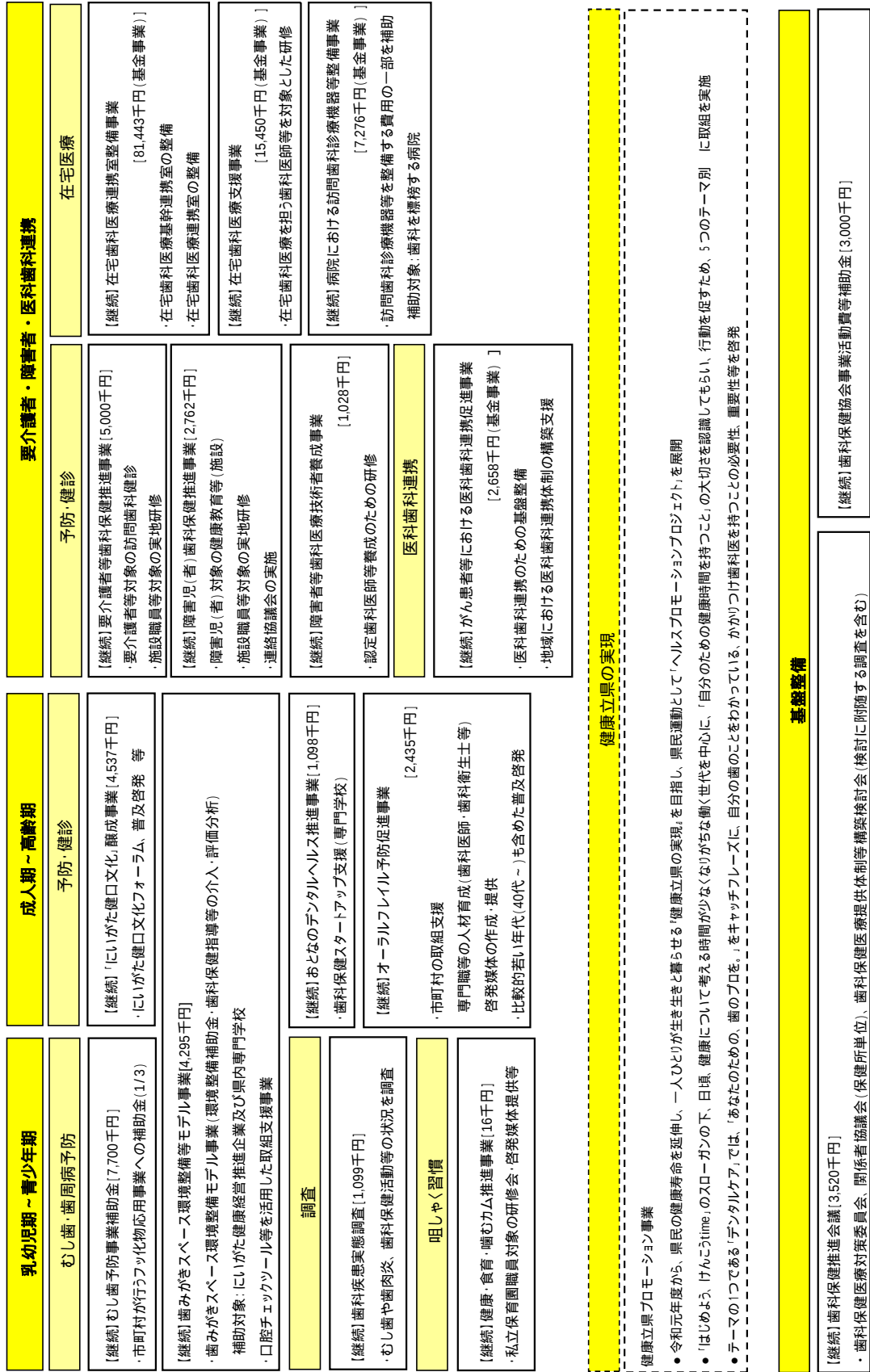
4 第6次新潟県歯科保健医療計画指標一覧

ライフステージ	評価指標項目	R1	R5 1	R6	R7	R14目標値 2	データの出典
妊産期	妊産婦歯科健診の受診率	33.9%	37.3%	39.4%	-	-	増加 母子保健事業報告（新潟県）
乳幼児期	3歳児で4本以上のむし歯がある人の割合	2.6%	1.4% (R4)	1.2% (R5)	-	0%	地域保健・健康増進事業報告（厚生労働省）
乳幼児期	むし歯のない5歳児の割合	73.2%	81.1%	83.1%	84.4%	90%	歯科疾患実態調査（新潟県）
学童期～青少年期	むし歯のない12歳児の割合	84.4%	88.3%	89.5%	89.8%	95%	歯科疾患実態調査（新潟県）
学童期～青少年期	むし歯のない17歳の割合	64.2%	75.9%	77.2%	80.4%	90%	歯科疾患実態調査（新潟県）
学童期～青少年期	中学3年生の歯肉炎有病者率	19.0%	17.6%	15.8%	15.0%	16%	歯科疾患実態調査（新潟県）
学童期～青少年期	フッ化物洗口を行っている園児・児童・生徒の割合	74.2%	79.2%	80.2%	80.1%	90%	歯科疾患実態調査（新潟県）
学童期～青少年期	デンタルフロスを用いた歯のみがき方の指導をしている中学校の割合 （参考）デンタルフロスを実際に生徒が使用してみがき方の指導をしている中学校の割合	81.0%	71.7%	78.7%	76.7%	80%	歯科疾患実態調査（新潟県）
成人期～高齢期	60歳（55～64歳）で24本以上自分の歯を有する人の割合	56.0%	46.8%	58.9%	60.7%	-	歯科疾患実態調査（新潟県）
成人期～高齢期	60歳（55～64歳）における咀嚼良好者の割合	66.2%	80.3%	-	78.1%	85%	県民健康・栄養実態調査（新潟県）
成人期～高齢期	80歳（75～84歳）で20本以上自分の歯を有する人の割合	80.0%	82.4%	-	83.0%	90%	県民健康・栄養実態調査（新潟県）
成人期～高齢期	70歳・80歳（65～84歳）における咀嚼良好者の割合	36.6%	48.4%	-	54.0%	65%	県民健康・栄養実態調査（新潟県）
成人期～高齢期	歯間部清掃用具（デンタルフロスや歯間ブラシ等）を使用している人の割合【20歳以上】	71.6%	66.6%	-	67.0%	80%	県民健康・栄養実態調査（新潟県）
成人期～高齢期	過去1年間に歯科健診を受診した人の割合【20歳以上】	47.0%	50.8%	56.7%	-	60%	県民健康・栄養実態調査（新潟県）
成人期～高齢期	定期的に歯石除去や歯面清掃を受けている人の割合【20歳以上】	50.4%	50.7%	56.8%	51.0%	60%	県民健康・栄養実態調査（新潟県）
成人期～高齢期	ゆっくりよくかんで食べている人の割合【20歳以上】	26.2%	29.9%	35.7%	-	40%	県民健康・栄養実態調査（新潟県）
成人期～高齢期	歯科保健対策に取り組む「にいがた健康経営推進企業」の割合 3	45.7% (R2)	46.4%	43.5%	47.5%	50%	県民健康・栄養実態調査（新潟県）
成人期～高齢期	（参考）オーラルフレイルの意味を知っている人の割合【20歳以上】	77.6% (R4)	71.7% (R5)	-	-	85%	新潟県福祉保健部健康づくり支援課調べ
成人期～高齢期	（参考）オーラルフレイルに該当する人の割合【20歳以上】	48.5%	12.1% (R3)	23.2%	-	-	県民健康・栄養実態調査（新潟県）
要介護者／障害児・者	訪問歯科診療の1診療所あたり実施件数（在宅）	-	-	30.7%	-	-	県民健康・栄養実態調査（新潟県）
要介護者／障害児・者	訪問歯科診療の1診療所あたり実施件数（施設）	1.5件	1.5件	-	-	-	維持 新潟県歯科医療機能連携実態調査（新潟県）
要介護者／障害児・者	要介護高齢者が利用する施設での過去1年間の歯科健診実施率（介護老人福祉施設及び介護老人保健施設）	3.4件	3.7件	-	-	-	維持 新潟県歯科医療機能連携実態調査（新潟県）
要介護者／障害児・者	障害児・者が利用する施設での過去1年間の歯科健診実施率（障害者支援施設及び障害児入所施設）	-	36.9%	-	-	-	増加 要介護高齢者口腔保健・医療・ケアに関する関係者アンケート調査（新潟県）
要介護者／障害児・者	歯科医師、歯科衛生士等に口腔に関する問題について相談することができる介護施設等の割合	66.1%	72.5%	-	-	-	増加 障害児者歯科保健医療実態調査（新潟県）
要介護者／障害児・者	歯科医師、歯科衛生士等に口腔に関する問題について相談することができる障害児（者）施設の割合	67.1%	60.5%	-	-	70%	要介護高齢者口腔保健・医療・ケアに関する関係者アンケート調査（新潟県）
要介護者／障害児・者	がん	43.9%	32.7%	-	-	45%	障害児者歯科保健医療実態調査（新潟県）
医科歯科連携	脳卒中	60.4%	70.6%	-	-	-	増加
	心血管疾患	56.3%	66.0%	-	-	-	増加
	糖尿病	58.0%	67.4%	-	-	-	増加 新潟県歯科医療機能連携実態調査（新潟県）
	精神疾患	63.6%	74.5%	-	-	-	増加
災害時歯科保健医療	非常用持ち出し袋に口腔ケア用品を準備している人の割合	46.1%	43.9%	-	-	-	増加 県民健康・栄養実態調査（新潟県）

1 第6次新潟県歯科保健医療計画 現状値
2 第6次新潟県歯科保健医療計画 目標値
3 R1は年度での集計結果、R4はR4.10.1～R5.9.30の集計結果、R5はR5.10.1～R6.9.30の集計結果である

5 県歯科保健事業の体系図（令和7年度）

令和7年度 新潟県歯科保健事業体系図



各論

1 乳幼児期～青少年期

【むし歯・歯周病予防】

細事業名	むし歯予防事業補助金	関係条文	第 16 条(3)
実施主体	県		
事業内容	市町村が行うフッ化物歯面塗布及びフッ化物洗口事業に要する経費の 1/3 を補助する。		
実績	補助市町村：10 市町村		

細事業名	県立学校におけるフッ化物洗口の推進	関係条文	第 16 条(3)
実施主体	県教育委員会		
事業内容	県立中等教育学校(前期課程)におけるフッ化物応用事業を推進し、歯質の強化によるむし歯予防を行った。		
実績	対象 6 校(全学校)にてフッ化物洗口実施		

細事業名	フッ化物洗口実施状況調査・指導			関係条文	第 16 条(3)	
実施主体	県・県教育委員会（県地域機関及び教育事務所等が実施）					
事業内容	保育所及び学校等における薬剤・洗口液の管理及び実施方法等についてチェックリストを活用して調査し、フッ化物洗口が適正に行われるよう、指導・助言を行う。					
実績	実施施設数：計 282 施設					
	保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園	小学校	中学校	義務教育学校	県立中等教育学校（前期課程）	特別支援学校
	136 施設	93 施設	47 施設	0 施設	3 施設	3 施設
毎年、全実施施設の 3 分の 1 ずつを調査						

細事業名	学校職員等に対する研修	関係条文	第 16 条(4)
実施主体	県教育委員会		
事業内容	歯肉炎予防における指導者養成のための講習会や管理職、養護教諭等を対象とした研修会における意識啓発を行い、歯科保健教育の充実を図った。		
実績	・ 全県学校安全・保健体育講座（対象：管理職）資料の配付 ・ 新採用養護教諭研修及び中堅教諭等資質向上研修（養護教諭）における歯科保健の講義実施		

細事業名	歯みがきスペース環境整備等モデル事業	関係条文	第 16 条(1)(4)
実施主体	県		
事業内容	・ 歯みがきスペース環境整備モデル事業 働く世代等の歯と口の健康を維持・増進するため、企業等における口腔衛生習慣の定着を促進する観点から、歯みがきスペース環境整備に意欲のある企業等（にいがた健康経営推進企業及び県内専門学校）を公募し、その整備に対して補助を行う。さらに、設備整備後に歯科保健指導等を実施し、その効果を検証するモデル事業を実施する。 ・ 専門学校を対象としたアプリ活用モデル事業 口腔チェックアプリ等を活用した専門学校生に対する新たなアプローチ方法をモデル的に実施し、効果を検証する。		
実績	・ 環境整備モデル事業参加事業所数：3 ・ アプリ活用モデル参加数：専門学校2		

【調査】

細事業名	歯科疾患実態調査	関係条文	第 16 条(12)
実施主体	県、県教育委員会		
事業内容	本県における歯科保健施策の評価、検討を行うための基礎資料とするため、乳幼児期～青少年期の歯科疾患の実態や学校等における歯科保健対策の取組状況等について、県内全保育所、学校等を対象に調査を実施する。		
実績	調査項目及び結果等は「歯科疾患の現状と歯科保健対策（乳幼児期～青少年期）令和 7 年度版」参照 掲載場所：健康にいがた 21 ホームページ https://www.kenko-niigata.com/toukei/hatokuchi/414.html		

【咀嚼習慣】

細事業名	8 0 2 0 運動推進特別事業 （健康・食育・噛むカム推進事業）	関係条文	第 16 条(5)
実施主体	県		
事業内容	こどもの頃からよく噛んで食べる等の望ましい習慣の定着を図るため、(株)ロッテと協働し、保育所等で実施可能な「噛むことの習慣化」と「口腔機能向上」を目指したプログラム（はじめての めざせ！かむことマスター((株)ロッテ提供)）を令和 8 年度から市町村において活用いただけるよう、説明会等を開催する。		
実績	・市町村向け説明会開催：2 回 ・令和 8 年度プログラム活用市町村：7 市町		

【その他】

細事業名	新潟県学校歯科保健推進事業	関係条文	第 16 条(6)
実施主体	県教育委員会（県歯科医師会委託）		
事業内容	児童・生徒、学校関係者、保護者等を対象に外傷予防講演会を開催することにより、歯・口腔の外傷の防止及び軽減を図る。		
実績	・児童生徒の外傷予防に向けた検討会等の開催 ・歯科医師向け外傷予防講演会（対象：学校歯科医等） 県内 1 か所（ハイブリット方式で開催、受講者 41 名） ・学校関係者向け外傷予防研修会 （対象：学校関係者（教職員等）、児童生徒、保護者） 県内 3 か所 受講者数：278 名		

2 成人期・高齢期

【予防・健診】

細事業名	8020 運動推進特別事業 (「にいがた健口文化」醸成事業)	関係条文	第16条(1)(2)(4)
実施主体	県(一部県歯科医師会委託)(一部県地域機関が実施)		
事業内容	歯科保健推進条例の基本理念である「すべての県民が歯や口によい生活習慣を日常的に取組、次世代に受け継いでいること(にいがた健口文化)」の実現を目指すため、歯と口の健康に関する普及啓発及び地域の実情に応じた取組支援等を行い、県民の意識・行動の定着を支援する。		
実績	・にいがた健口文化フォーラムの開催：県内10地域 ・各種メディアを通じた啓発(テレビ、ラジオ、新聞等) ・県立図書館における啓発媒体及び歯科保健関連図書の展示 ・学校・企業等への啓発媒体の作成配布 例)・ポスター ・学校等で自由に活用可能なスライド集 内容)県の歯科保健の実態、口腔の健康を保つポイント、その他(がん治療と口腔の関係、妊娠期を含む女性の口腔の状態、オーラルフレイル) ・県地域機関における普及啓発 例)・事業所衛生担当者等に対する歯科講話の実施 ・市町村主催のイベント等への相乗りによるブース出展 ・県地域機関における住民や歯科専門職等との意見交換及び地域の実情を踏まえたテーマによる研修会等を実施		

細事業名	おとなのデンタルヘルス推進事業	関係条文	第16条(2)
実施主体	県(新潟県歯科保健協会委託)		
事業内容	青少年期以降の切れ目のない歯科保健対策を推進するため、学校における歯科保健の取組を以下の方法で支援する。 ・歯科保健スタートアップ支援 大学・専門学校が独自の歯科保健の取組を開始し、介入後もその取組が継続することを目指し、歯科専門職による支援を行う。		
実績	・介入校3校に対し、支援を実施した。		

細事業名	歯みがきスペース環境整備等モデル事業（再掲）	関係条文	第 16 条(1)(4)
実施主体	県		
事業内容	・歯みがきスペース環境整備モデル事業 働く世代等の歯と口の健康を維持・増進するため、企業等における口腔衛生習慣の定着を促進する観点から、歯みがきスペース環境整備に意欲のある企業等（にいがた健康経営推進企業及び県内専門学校）を公募し、その整備に対して補助を行う。さらに、設備整備後に歯科保健指導等を実施し、その効果を検証するモデル事業を実施する。 ・専門学校を対象としたアプリ活用モデル事業 口腔チェックアプリ等を活用した専門学校生に対する新たなアプローチ方法をモデル的に実施し、効果を検証する。		
実績	・環境整備モデル事業参加事業所数：3 ・アプリ活用モデル参加数：専門学校2		

細事業名	オーラルフレイル予防促進事業	関係条文	第 16 条(5)
実施主体	県（一部県歯科医師会及び県歯科衛生士会委託）		
事業内容	青少年期以降の切れ目のない歯科保健対策の推進のため、成人期（40代～）も含めたオーラルフレイルの普及啓発及び歯科専門職等の育成・活動支援等を実施することにより、市町村の通いの場等におけるオーラルフレイル予防の取組を支援する。		
実績	・啓発媒体の作成・配布 ・オーラルフレイル予防に対応できる歯科医師・歯科衛生士等育成のための研修会開催：5回		

【その他】

細事業名	市町村歯科保健事業の支援	関係条文	第 16 条(4)
実施主体	県		
事業内容	市町村が歯科保健事業を円滑に実施できるよう、支援を行う。		
実績	・健（検）診ガイドラインの整備 ・特定健診・保健指導に関する研修（初任者編）の開催		

3 要介護者・障害者、医科歯科連携

【予防・健診】

細事業名	要介護者等歯科保健推進事業	関係条文	第 16 条(7)
実施主体	県（一部県歯科医師会委託、一部県地域機関が実施）		
事業内容	・在宅要介護者の訪問歯科健診 歯科保健サービスを受けることが困難な在宅要介護者等の歯科疾患の予防・治療を促進するため、希望者に対して訪問歯科健診を行う。 ・介護施設職員等に対する口腔ケア実地研修 希望する施設に対し歯科医師及び歯科衛生士を派遣し、施設入所者等への口腔ケアの方法等について、職員対象の実地研修を行う。 ・介護関係職員等を対象とした口腔ケア研修会 要介護者等の口腔機能の向上を図るため、介護関係職員等を対象に口腔ケアの方法等に関する研修会を行う。		
実績	・訪問歯科健診受診者：7 名 ・口腔ケア実地研修実施施設：22 施設 ・口腔ケア研修会開催地域：県内 4 か所		

細事業名	障害児（者）歯科保健推進事業	関係条文	第 16 条(7)
実施主体	県（県歯科保健協会委託）		
事業内容	・小規模障害者施設等の歯科健診・保健指導 健常者に比べ歯科的問題が多い障害児（者）の歯科疾患の予防・治療を促進するため、地域活動支援センター等において、歯科健診、歯科相談・保健指導及び健康教育等を行う。 ・障害者施設職員等に対する口腔ケア実地研修 希望する施設に対し歯科医師や歯科衛生士を派遣し、施設入所者等への口腔ケアの方法等について、職員対象の実地研修を行う。		
実績	・歯科健診・保健指導実施施設：24 施設（221 名） ・口腔ケア実地研修実施施設：9 施設（105 名）		

細事業名	障害者等歯科医療技術者養成事業	関係条文	第 16 条(7)(14)
実施主体	県（県歯科医師会委託）		
事業内容	身近な地域で障害児（者）が歯科保健医療サービスを受けられる体制を整備するため、歯科医師及び歯科衛生士等を養成する。		
実績	・ 講義受講者：225 名 ・ 歯科医療実習受講者：27 名		

細事業名	特別支援学校におけるフッ化物洗口等の推進	関係条文	第 16 条(3)
実施主体	県教育委員会		
事業内容	県立特別支援学校におけるフッ化物応用事業を推進し、実施可能な学校から順次実施し、歯質の強化によるむし歯予防を行った。		
実績	県立特別支援学校対象 18 校中 8 校にてフッ化物洗口及びフッ化物歯面塗布を実施		

【在宅医療】

細事業名	在宅歯科医療連携室整備事業	関係条文	第 16 条(7)
実施主体	県（県歯科医師会委託）		
事業内容	在宅要介護者への口腔ケア等を円滑に提供するため、地域において在宅歯科診療の拠点となる連携室を整備する。		
実績	・ 県歯科医師会に、在宅歯科医療基幹連携室を設置・運営 ・ 県内全都市歯科医師会(16)に在宅歯科医療連携室を設置・運営 ・ 訪問診療依頼：8,519 件（全県）		

細事業名	在宅歯科医療支援事業	関係条文	第 16 条(7)(14)
実施主体	県（県歯科医師会補助）		
事業内容	身近な地域で歯科保健医療サービスが受けられる体制を整備するため、中心的な役割を担う歯科医師等を養成する。		
実績	研修内容等		受講者数
	歯科医師在宅歯科医療スタンダード研修		延 904 名
	歯科衛生士 / 歯科技工士在宅歯科医療スタンダード研修		延 40 名
	在宅医療プロフェッショナル歯科医師等養成研修		延 159 名
	在宅歯科診療フォローアップ研修		
	摂食嚥下治療登録医研修		延 286 名
	摂食嚥下治療フォローアップ研修		延 170 名

細事業名	病院における訪問歯科診療機器等整備事業	関係条文	第 16 条(7)
実施主体	県		
事業内容	歯科を標榜する病院を対象として、訪問歯科診療機器等を整備するための費用の一部を補助する。		
実績	補助病院数：1 病院		

【医科歯科連携】

細事業名	8020 運動推進特別事業 （がん患者等における医科歯科連携 促進事業）	関係条文	第 16 条(10)(11)
実施主体	県（県歯科医師会委託）		
事業内容	患者の医療の質を高めるため、病診連携や診診連携等による医科歯科連携ができる人材の育成と地域における医科歯科連携の体制整備の促進を図る。		
実績	・医科歯科連携研修会の開催：4 回 ・地域における医科歯科連携体制の構築支援		

4 基盤整備

細事業名	歯科保健推進会議	関係条文	第 16 条(15)
実施主体	県（一部県地域機関実施、一部県歯科医師会委託）		
事業内容	○新潟県歯科保健医療対策委員会 県内の歯科保健医療事業の総合的かつ効果的な実施及び今後の歯科保健医療対策のあり方について協議する。 ○歯科保健調査企画連携協議会 地域機関が、県歯科保健医療計画の目指す姿を実現するため、保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育等と連携を図りながら、地域における課題解決に向けた協議会等を行う。 ○歯科保健医療提供体制等構築検討会 本県における、将来に向けた歯科保健医療提供体制等の構築について検討を行う。		
実績	○新潟県歯科保健医療対策委員会：2 回開催 ○歯科保健調査企画連携協議会：12 地域機関で開催 ○歯科保健医療提供体制等構築検討会：1 回開催		

細事業名	公益財団法人新潟県歯科保健協会事業活動費等補助金	関係条文	第 16 条(15)
実施主体	県（歯科保健協会補助）		
事業内容	（公財）新潟県歯科保健協会が行う普及啓発等、本県の歯科保健の推進に資する事業に要する経費の一部を補助する。		
実績	補助額：3,000,000 円		

新潟県歯科保健推進条例

平成 20 年 7 月 22 日 条例第 32 号
改正 平成 24 年 10 月 12 日 条例第 46 号
改正 令和 7 年 3 月 28 日 条例第 15 号

(目的)

第 1 条 この条例は、歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、歯科医療等業務従事者、保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者、事業者及び医療保険者（以下「県民等」という。）の役割を明らかにするとともに、歯・口腔の健康づくりに関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって県民の健康の保持及び増進並びに健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。

(平 24 条例 46 ・ 令 7 条例 15 ・ 一部改正)

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯・口腔の健康づくり 歯及び歯周組織の健康を含む口腔の健康を保持し、及び増進し、並びに咀嚼^{そしゃく}を含む健全な口腔機能を獲得し、維持し、又は向上させることをいう。
- (2) かかりつけ歯科医 歯科医療を受ける者が身近な地域における日常的な歯科診療、歯及び口腔の疾患の予防のための措置その他の歯科医療の提供を行う歯科医師をいう。
- (3) 歯科医療等業務従事者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科口腔保健に係る業務に従事する者をいう。
- (4) 保健医療関係者 保健医療サービスを提供する者（歯科医療等業務従事者を除く。）をいう。
- (5) 福祉関係者 社会福祉に関する職務に従事する者であって、歯・口腔の健康づくりに関わる者をいう。
- (6) 教育関係者 教育に関する職務に従事する者であって、歯・口腔の健康づくりに関わる者をいう。
- (7) 事業者 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 2 条第 3 号に規定する事業者をいう。
- (8) 医療保険者 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 7 条第 7 項に規定する医療保険者をいう。

(令 7 条例 15 ・ 追加)

(基本理念)

第 3 条 歯・口腔の健康づくりは、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 県民が生涯を通じて、その年齢、居住する地域等に応じた適切かつ効果的な歯科口腔保健サービスの提供を受けることができる持続可能な環境の整備を推進すること。
- (2) 県民がその日常生活の中で歯・口腔の健康づくりについて関心と理解を深め、自ら積極的にむし歯、歯周病その他の歯及び口腔の疾患の予防に取り組むことが習慣化され、将来の世代に伝えられるよう促進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りながら、

総合的かつ効果的に県民の歯・口腔の健康づくりを推進すること。
(平 24 条例 46・一部改正、令 7 条例 15・旧第 2 条繰下・一部改正)

(県の責務)

第 4 条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、歯・口腔の健康づくりに資する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
(令 7 条例 15・旧第 3 条繰下・一部改正)

(市町村との連携等)

第 5 条 県は、歯・口腔の健康づくりに果たす市町村の役割の重要性に鑑み、前条の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町村と連携し、協力し、及び調整するものとする。
2 県は、市町村が歯・口腔の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施する場合には、その求めに応じ、情報の提供、専門的又は技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。
3 県は、市町村における歯・口腔の健康づくりの取組について、その状況を定期的に調査し、必要に応じて地域間の格差を是正するための措置を講ずるよう努めるものとする。
(平 24 条例 46・一部改正、令 7 条例 15・旧第 4 条繰下・一部改正)

(県民の役割)

第 6 条 県民は、自らの歯及び口腔の健康状態を把握するとともに、歯・口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深め、日常生活における適切な歯及び口腔のケア等により歯及び口腔の疾患を予防するよう努めるものとする。
2 県民は、県及び市町村が実施する歯・口腔の健康づくりに関する施策を活用すること、定期的にかかりつけ歯科医の診療を受けること等により、生涯にわたって自ら歯・口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。
(令 7 条例 15・追加)

(歯科医療等業務従事者の役割)

第 7 条 歯科医療等業務従事者は、基本理念にのっとり、県及び市町村が講ずる歯・口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるとともに、県民に対し、必要な歯科口腔保健サービスを提供するよう努めるものとする。
2 歯科医療等業務従事者が組織する団体は、県民が適切な歯科口腔保健サービスを受けられるよう、地域における歯科口腔保健に係る医療提供体制の整備に協力するよう努めるものとする。
(令 7 条例 15・追加)

(保健医療関係者の役割)

第 8 条 保健医療関係者は、基本理念にのっとり、その業務において歯科医療等業務従事者との緊密な連携を図り、県民の歯・口腔の健康づくりを継続的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。
(令 7 条例 15・追加)

(福祉関係者の役割)

第 9 条 福祉関係者は、基本理念にのっとり、その業務において歯科医療等業務従事者との緊

密な連携を図り、障害者、高齢者その他の福祉サービスを必要とする者の歯・口腔の健康づくりを継続的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(令 7 条例 15 ・ 追加)

(教育関係者の役割)

第 10 条 教育関係者は、基本理念にのっとり、その業務において歯科医療等業務従事者との緊密な連携を図り、幼児、児童、生徒又は学生の歯・口腔の健康づくりを継続的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(令 7 条例 15 ・ 追加)

(事業者の役割)

第 11 条 事業者は、基本理念にのっとり、県内の事業所で雇用する従業員が、歯・口腔の健康づくりに関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって歯及び口腔の疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する教育、定期的な歯科検診等の歯・口腔の健康づくりの機会の確保に積極的に努めるものとする。

(平 24 条例 46 ・ 追加、令 7 条例 15 ・ 旧第 6 条繰下 ・ 一部改正)

(医療保険者の役割)

第 12 条 医療保険者は、基本理念にのっとり、県内の被保険者が、歯・口腔の健康づくりに関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって歯及び口腔の疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する教育、定期的な歯科検診等の歯・口腔の健康づくりの機会の確保に積極的に努めるものとする。

(令 7 条例 15 ・ 追加)

(財政上の措置)

第 13 条 県は、歯・口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(平 24 条例 46 ・ 旧第 7 条繰下 ・ 一部改正、令 7 条例 15 ・ 旧第 8 条繰下 ・ 一部改正)

(県歯科保健計画)

第 14 条 知事は、生涯にわたる県民の歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下「県歯科保健計画」という。）を定めるものとする。

2 県歯科保健計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯・口腔の健康づくりに関する基本方針
- (2) 歯・口腔の健康づくりに関する目標
- (3) 前号の目標の達成に向け県が実施する施策の展開方針
- (4) 計画の位置付け及び期間
- (5) 計画の進行管理及び評価方法

3 知事は、県歯科保健計画を定めようとするときには、あらかじめ歯科口腔保健に関する学識経験者の意見を聴くとともに、市町村及び県民等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 県歯科保健計画の策定に当たっては、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律

第 95 号。以下「歯科口腔保健法」という。)第 12 条に規定する歯科口腔保健の推進に関する基本的事項を勘案するとともに、健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第 8 条第 1 項に規定する健康増進計画、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 30 条の 4 第 1 項に規定する医療計画その他の県が策定する保健、医療又は社会福祉に関する計画との調和及び連携に配慮するものとする。

- 5 知事は、県歯科保健計画を定めたときは、インターネットその他の適切な手段を用いて、速やかに、これを県民に公表しなければならない。
- 6 県歯科保健計画は、歯・口腔の健康づくりに関する施策の進捗状況等を踏まえ、少なくとも 5 年ごとに見直しを行うものとする。
- 7 第 3 項から第 5 項までの規定は、県歯科保健計画の変更について準用する。
(平 24 条例 46・旧第 8 条繰下・一部改正、令 7 条例 15・旧第 9 条繰下・一部改正)

(市町村歯科保健計画)

第 15 条 市町村長は、当該市町村の実情に応じた歯・口腔の健康づくりに関する施策を継続的かつ効果的に推進するため、県歯科保健計画の内容を踏まえ、当該区域における歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画(以下「市町村歯科保健計画」という。)を定めることができるものとする。

- 2 第 5 条第 2 項の規定は、前項に規定する市町村歯科保健計画について準用する。
(平 24 条例 46・旧第 9 条繰下、令 7 条例 15・旧第 10 条繰下・一部改正)

(基本的施策の推進)

第 16 条 県は、県民の歯・口腔の健康づくりを推進するための基本的施策として、次に掲げる事項を市町村、歯科医療等業務従事者、保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者、事業者及び医療保険者と連携し、及び協力して推進するものとする。

- (1) 県民の歯・口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供並びに歯・口腔の健康づくりに関する知識等の普及啓発に関すること。
- (2) 県民が定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策に関すること。
- (3) フッ化物応用等のむし歯の予防対策の効果的な実施に関すること。
- (4) 母子保健、学校保健、成人保健、産業保健、高齢者保健等を通じた生涯にわたる効果的な歯・口腔の健康づくりに関すること。
- (5) 食育を通じた口腔機能の健全な育成、摂食嚥下^{えん}障害の予防、オーラルフレイル(心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態をいう。)の早期の把握及び予防並びに口腔機能の維持回復に関すること。
- (6) 学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)労働安全衛生法等に基づく歯及び口腔に関する外傷、障害等の防止並びにこれらの軽減を図るための対策等に関すること。
- (7) 障害を有する者、介護を必要とする者、医療的ケア児(医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和 3 年法律第 81 号)第 2 条第 2 項に規定する医療的ケア児をいう。)等に対する定期的な歯科検診、訪問による歯科診療、口腔のケアその他の適切な歯・口腔の健康づくりの確保に関すること。
- (8) 児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待等の早期発見に資する歯科医療機関等との緊密な連携の確保に関すること。
- (9) 災害の発生及び感染症の流行に備えた平時における歯科口腔保健に係る医療提供体制の整備並びに大規模災害の発生時等における迅速な歯科口腔保健に係る医療提供体制の

確保に関すること。

- (10) 歯科医療等業務従事者が組織する団体及び病院（その診療科中に歯科を有するものに限る。）の連携並びに地域の歯科口腔保健に係る医療提供体制を維持するための病院及び診療所の連携並びに診療所相互の連携に関すること。
- (11) 口腔の健康と密接に係る糖尿病その他の生活習慣病の予防並びに周術期における口腔の健康管理等のための医科及び歯科の医療の連携に関すること。
- (12) 歯・口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究に関すること。
- (13) 歯科口腔保健法第 15 条に規定する口腔保健支援センターの設置に関すること。
- (14) 歯科医療等業務従事者の確保が困難な地域に対する人材確保の支援並びに歯科医療等業務従事者の継続的な育成、確保及び資質の向上に関すること。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりを推進するために必要な施策に関すること。

（平 24 条例 46・旧第 10 条繰下・一部改正、令 7 条例 15・旧第 11 条繰下・一部改正）
（県民歯科疾患実態調査等）

第 17 条 知事は、県民の歯・口腔の健康づくりの総合的な推進を図るための基礎資料とするため、少なくとも 5 年ごとに、県民の歯科疾患等の実態についての調査（以下「県民歯科疾患実態調査」という。）を行うものとする。

2 知事及び県教育委員会は、幼児期からの県民の歯・口腔の健康づくりを効果的に推進するため、県民歯科疾患実態調査のほか、幼児、児童及び生徒のむし歯及び歯肉炎の罹患状況等について、毎年調査を実施するものとする。

（平 24 条例 46・旧第 11 条繰下、令 7 条例 15・旧第 12 条繰下・一部改正）

（にいがた健口文化推進月間）

第 18 条 県は、基本理念にのっとり、歯・口腔の健康づくりの習慣化を図り、これを将来の世代に伝えていくため、にいがた健口文化推進月間を設ける。

2 にいがた健口文化推進月間は、11 月 1 日から 11 月 30 日までとする。

（平 24 条例 46・追加、令 7 条例 15・旧第 13 条繰下・一部改正）

（連携協力体制の整備）

第 19 条 県は、歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、県、市町村及び県民等が意見を交換し、並びに相互に連携し、及び協力することができる体制を整備するものとする。

（令 7 条例 15・追加）

（公表）

第 20 条 知事及び県教育委員会は、毎年度、第 16 条に規定する基本的施策その他の歯・口腔の健康づくりの推進に関し講じた施策の状況を取りまとめ、公表するものとする。

（平 24 条例 46・追加、令 7 条例 15・旧第 14 条繰下・一部改正）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 46 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年条例第 15 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（検討）

2 県は、この条例による改正後の新潟県歯科保健推進条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

令和7年度
新潟県の歯・口腔の健康づくり施策の
実施状況

〒950 - 8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部健康づくり支援課

電話 025 - 280 - 5934

FAX 025 - 285 - 8757

新潟県教育庁保健体育課

電話 025 - 280 - 5622

FAX 025 - 284 - 9396